平成２９年（フ）第１６号
岡山県倉敷市福田町古新田719番地10　プチパール207号
債務者　姫野　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
岡山県倉敷市真備町有井1385番地１　サンメゾンまきびＢ棟101
債務者　守屋　亜美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2301番地１　レオパレスらん101
債務者　村上光二郎
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
岡山県倉敷市北畝１丁目１番15号　セントラルマンション103号
債務者　髙知　春惠
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
静岡県富士宮市大岩507番地の39
債務者　川内谷美英
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５１号
愛知県一宮市大和町苅安賀字薬師堂23番地１
債務者　土川　由美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７号
滋賀県長浜市平方町681番地平方ハイツ101号室
債務者　勝木　禎浩
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
京都市伏見区桃山町西町４番地の６
債務者　紺谷　哲也
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
京都市伏見区向島中島町27番地　フォレスト27　302号室、前住所京都市伏見区向島庚申町99番地　マジョリカハウス　103号
債務者　今岡　寛貴
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１８６号
大阪府寝屋川市香里南之町７番１号(401号)、前住所大阪府寝屋川市日新町２番19―204号
債務者　木村　正一
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９８号
大阪府東大阪市吉田５丁目14番46号
債務者　新町　智明
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０号
大阪市生野区鶴橋２丁目14番21号
債務者　坂根　民子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６号
大阪市住吉区我孫子５丁目６番26号　ジュネスシャトー５―103号
債務者　坂平勲こと　尹　　昌勳
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８号
大阪市中央区上本町西２丁目１番20号　502
債務者　黒田　里美（旧姓海稲）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６号
大阪府門真市柳町16番８号　森田マンション202号、前住所大阪府門真市幸福町24番24号森田ハイツ
債務者　岩出　和広
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１号
大阪府箕面市坊島２丁目４番21号
債務者　大原　貞美
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８２号
大阪市西淀川区花川１丁目11番22号　コーポ中谷202号室
債務者　馬場　裕介
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５７号
大阪市西区北堀江１丁目16番17号　402
債務者　宇佐美佳世子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部